

経営体育成基盤整備事業実施要領の取扱要領

平成16年 3月31日付け15農振第2692号
最終改正 平成21年 3月31日付け20農振第2259号

各地方農政局農村計画部長
各地方農政局整備部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
北海道農政部長

あて

農林水産省農村振興局計画部長・整備部長

- 第1 経営体育成基盤整備事業の実施の取り扱いについては、経営体育成基盤整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2486号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及び経営体育成基盤整備事業実施要領（平成15年4月1日付け14農振第2487号農村振興局長通知。以下「要領」という。）によるほか、この取扱要領によるものとする。
- 第2 要領第2の3の(2)のただし書の「自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域」とは、次に掲げる(1)～(4)のいずれかに該当する区域とする。
- (1) 畑作についての営農計画が樹立されている区域（畑地、樹園地、田畑輪換区域等）。
 - (2) 30アール以上の区画とすることによって土層の厚さが30cm以下となり不良土層（基岩、盤層、礫層、泥炭層等）の出現のおそれのある区域。
 - (3) 30アール以上の区画とすることによって田差がおおむね1.0m以上となり農地の保全上好ましくないと認められる区域。
 - (4) 30アール以上の区画とすることによって著しく排水条件を悪化（地下水層の切断等）させる区域。
- 第3 要領第2の4の「農村振興局長が別に定める事業」（以下「別定事業」という。）は、次の(1)～(3)の条件を満たすものについて施行することができるものとする。
- (1) 別定事業の受益面積及び事業費が、区画整理事業の受益面積及び事業費に比して小さいこと。
 - (2) 別定事業の受益地と区画整理事業の受益地の重複が、別定事業もしくは、区画整理事業の受益面積のおおむね30%以上であること。（ただし、ため池等整備事業及び湛水防除事業については、当該事業の受益地のおおむね2/3以上が区画整理事業の受益地と重複すること）
 - (3) 別定事業については、都道府県営事業として、土地改良施行令第50条（都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件）を満足していること。
- 第4 経営体育成基盤整備事業実施地区外関連農道については、次の(1)～(3)の条件を満たすものについて施行することができるものとする。
- (1) ほ場と集落及び既設基幹道路等を連結するものであること。
 - (2) 1路線の延長がおおむね500m未満であること。
 - (3) 連絡する農道の幅員は、おおむね5m以上であること。